

値引額と方法

例1 9月・10月検針分又は10月・11月検針分で値引く場合

$$\begin{array}{rcl} \text{9月又は10月検針分} & \text{値引} & \text{9月値引後請求額} \\ 3,000\text{円} - 1,500\text{円} = & & 1,500\text{円} \\ & & (+消費税) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{10月又は11月検針分} & \text{値引} & \text{10月値引後請求額} \\ 3,500\text{円} - 1,500\text{円} = & & 2,000\text{円} \\ & & (+消費税) \end{array}$$

※合計の値引額 3,000円(税抜)

例2 9月・10月・11月検針分で値引く場合

$$\begin{array}{rcl} \text{9月検針分} & \text{値引} & \text{9月値引後請求額} \\ 3,000\text{円} - 1,000\text{円} = & & 2,000\text{円} \\ & & (+消費税) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{10月検針分} & \text{値引} & \text{10月値引後請求額} \\ 3,500\text{円} - 1,000\text{円} = & & 2,500\text{円} \\ & & (+消費税) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{11月検針分} & \text{値引} & \text{11月値引後請求額} \\ 4,000\text{円} - 1,000\text{円} = & & 3,000\text{円} \\ & & (+消費税) \end{array}$$

※合計の値引額 3,000円(税抜)

※料金を値引きする月や額は、LPガス販売事業者により異なります。

福島県内でLPガスをご利用いただいている
お客さまへ

令和5年度 福島県

LPガス料金高騰対策事業 LPガス料金値引きのご案内

福島県ではLPガスの料金高騰に伴いまして
お客さまの料金負担軽減施策を実施いたします。

なお、料金につきましては販売事業者がお客さまへ請求する
料金からお値引きさせていただきますので

お客さまによる申請等は必要ございません。

対象者

▶福島県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方

値引額

▶1契約(1ガスメーター)につき、請求額から最大 **3,000円**^(税抜) を値引き
いたします。

※下記の値引期間中において合計3,000円(税抜)となります。

※税込み表記であれば、合計3,300円(税込)となります。

※請求額が上記値引額に満たない場合は、値引額の上限は請求額となります。

値引期間

▶令和5年9月1日から11月30日までの検針に基づく請求からお値引き

お問合せ先

福島県LPガス料金高騰対策事業助成金についてのお問い合わせは…

福島県LPガス協会
コールセンター **0120-728-205** 受付時間 9:00~17:00

※受付期間:令和6年1月31日まで

※土・日・祝日及び年末年始(令和5年12月29日~令和6年1月3日)を除きます。

福島県LPガス協会ホームページ <https://fukushimalpg.or.jp/>



注意事項

◎ご契約先のLPガス販売事業者が本事業に参加していない場合は値引きを受けることができませんのでご了承ください。

◎値引きに際してLPガス販売事業者もしくは当協会から個人情報や手数料を求めることは
ございません。不審な電話があった場合には事務局までお問合せください。